

町政 HOT NEWS

子ども

邑楽町から初出場の快挙！
中野ビクトリーズが全国大会へ



全国大会出場を決め、練習に一層励む中野ビクトリーズ

主に中野小学校の児童たちが所属する少年野球チーム「中野ビクトリーズ」が、前橋市で行われた全日本学童軟式野球県大会で第3位になり、7月22日に開幕する第21回高野山旗全国学童軟式

式野球大会に県代表として出場します。邑楽町の少年野球チームが全国大会に出場するのは初めての事です。

吉田監督は「最後まで諦めず、コツコツと小技で繋いでいく、うちの野球ができれば、勝つチャンスもある」と話していました。大会は和歌山県高野町を会場に5日間の日程（トーナメント方式）で行われます。初戦は広島県の「東広島クラッシュヤーズ」に対戦します。

▼問合せ 中野ビクトリーズ（木村会長）☎090-8434-2104

募集

明日のまちづくりにあなたの力を…
平成29年度採用の役場職員募集

町では、平成29年度に採用する町職員を募集します。

▼募集職種・受験資格

▼一般事務 平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人

▼保育士 平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有するか取得見込みの人

▼人数 若干名

▼試験日・会場

▼第一次試験 9月18日⑩・町役場

第二次試験

10月下旬に予定・町役場

▼受付期間 7月25日⑩～8月10日⑩（午前8時30分～午後5時15分まで）※土・日曜日を除く。

▼申込・問合せ 役場総務課☎47-5001



邑楽町の未来をつくるのはあなたです

募集

あなたの資格を生かしませんか
役場の臨時職員を募集

町では、臨時職員を募集します。

▼募集職種 幼稚園教諭、保育士 ※免許・資格などが必要。

▼人数 若干名

▼雇用期間 8月1日から

▼選考方法 書類審査、面接など

▼応募方法 履歴書（市販のもの）の提出

▼受付期限 7月29日⑩

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日は除く。

▼申込・問合せ 役場総務課☎47-5001

生活

基本計画実施のための意見募集と説明会
ごみ処理施設整備事業の環境影響調査結果

太田市外三町広域清掃組合（邑楽町、太田市、大泉町、千代田町で構成）では、太田市に建設されるごみ処理施設の整備事業が周辺環境に与える影響の調査結果などをまとめた準備書の縦覧と説明会を行います。

縦覧

▼期日 7月29日⑩まで

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

▼会場 役場安全安心課、リサイクルプラザ（太田市細谷町）

意見の受付

▼提出方法 所定の様式に記入して直接またはファクス、メール、郵送で提出する

▼受付期限 8月12日⑩（当日消印有効）

効)

▼提出・郵送先 太田市外三町広域清掃組合施設整備課（〒373-0842 太田市細谷町604-1）

▼その他 組合ホームページから縦覧や意見書のダウンロードができます

▼ホームページアドレス

http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0120a/rsakuru/top01.htm

説明会

▼期日・時間・会場 7月14日⑩・午前9時30分～②午後7時～・リサイクルプラザ（太田市細谷町）

▼問合せ 太田市外三町広域清掃組合施設整備課☎33-7980、FAX 33-7981、☎058100@mx.city.ota.gunma.jp

募集

「ぐんま創業支援塾」(全4回)受講生募集

- ▼場所 町共同福祉施設
- ▼対象 創業を目指す人、創業して5年未満の人
- ▼定員 20人(先着順)
- ▼受講料 無料
- ▼申込方法 県商工会連合会のホームページから申込書をダウンロードし、ファクスか電話で申し込む
- ▼申込・問合せ 県商工会連合会経営支援課 ☎027-231-9779、<http://www.gcis.or.jp/> / 役場商工振興課 ☎47-5026
- ▼時間 午後1時30分～4時30分
- ▼期日 10月9日①、23日②、11月13日③、27日④

式典

米寿と金婚を迎える皆さんを祝福
米寿・金婚記念式典

- 町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。
- ▼期日 9月18日①
- ▼会場 町福祉センター寿荘
- ▼対象 米寿 昭和3年4月1日から昭和4年3月31日までに生まれた人
金婚 昭和41年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦
- ▼申込方法 米寿 申込は不要
金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む
※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布するほか、役場健康福祉課にもあります。
- ※金婚で町に本籍がない人は、婚姻日の確認のために戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。
- ▼申込・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024

児童

ひとり親の家庭をサポート
児童扶養手当の加算額が変わります

児童扶養手当法の一部が改正され、第2子以降の加算額が変更されます。

▼加算額の増額(平成28年8月分から)
ひとり親の家庭は、子育てと生計を一人で担わねばならず、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが二人以上いるひとり親の家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子と第3子以降の加算額を増額することにしました。

▼支給額 下表のとおり
※平成28年8月分から加算額が増額されますが、8、11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。

新規の申請についても、子ども支援課にお問い合わせください。申請方法や必要書類のご案内をいたします。



▼手当を受給する場合の届出義務
毎年8月に現況届を提出しなければなりません。手続きをしないと8月分以降の手当は支給されません。2年間、届出が未提出の場合は資格喪失となります。また、生活状況が変わった場合も届出義務が生じます。

※条件により支給の制限があります。

▼物価スライド制の導入
平成29年4月から物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を児童扶養手当の加算額にも導入します。

▼申請・問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5023

●支給額の分類(月額) ※は、所得に応じて決定されます

項目	支給額		
	子どもが1人の場合	子ども2人目の加算額	子ども3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給※	4万2,330円	1万円	6千円
一部支給	9,990円※～4万2,320円	5,000円※～9,990円	3,000円※～5,990円
支給停止	なし	なし	なし

医療

有効期限は7月31日。お忘れなく
保険証や受給者証などの更新

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新
新しい被保険者証と高齢受給者証(8月1日から有効)は7月中旬に郵送されます。

※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。

▼限度額適用認定証などの更新
国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。交付を希望する人は8月中旬に役場住民課で申請してください。

種類	対象	医療費負担		有効期限	更新手続き
		2割	所得により3割		
国民健康保険 高齢受給者証	昭和20年4月2日以降生まれ 昭和20年4月1日以前生まれ	2割	所得により3割	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
限度額適用認定証など	・国保加入者で国保税に滞納がない人 ・70～74歳は非課税世帯のみ ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	所得に応じた自己負担額まで		7月31日	役場住民課の窓口で8月中旬に手続きをする
後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療保険加入者	1割(所得により3割)		7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定

児童

障害をもつ児童を扶養する人をサポート
特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある児童を扶養する人に支給されます。

▼対象 精神や身体に障害がある満20歳未満の児童を保護、監督する父か母(所得の多い方)、または父母以外で児童を養育している人

▼支給額(月額)
障害1級 5万1,500円
障害2級 3万4,300円

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給
※4月(12、3月分)、8月(4、7月)

分)、11月(8、11月分)に手当を支給
※受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合があります。

▼請求に必要なもの 特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当用障害認定診断書または療育手帳、生計維持調書、振込先口座申出書、戸籍謄本、世帯全員の住民票、印鑑(認印)など

※認定請求書は役場子ども支援課にあります。

▼申請・問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5044

介護

1年以上、家庭で介護をしている皆さんへ
家族介護慰労金制度

町では、家庭で介護を行っている人に慰労金を支給しています。

▼対象 次の全ての条件に当てはまる人を在宅で1年以上介護している人
①町内に住所を有する65歳以上の人
②要介護4、5に相当する人
③一定以上の施設サービス(入院・入所100日)などを受けなかった人
※基準日は8月1日。

※介護者がいない場合は本人。

▼支給額(年額) 15万円

※町民税非課税世帯で次の全ての条件

に当てはまる場合は20万円。

①ショートステイの通算期間が1週間未満の人
②長期入院の期間が3か月間未満の人
③在宅介護サービスを1年以上受けていない人

▼申込方法 各行政区の民生委員に申し出る

※介護保険制度の要介護認定を受けていない人は訪問調査を行います。

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024